

個別規程 ウルトラセンドバックサービス

平成 20 年 12 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(最低利用期間)

ウルトラセンドバックサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「ウルトラセンドバックサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 2 条(利用資格)

ウルトラセンドバックサービスを利用するには、当社が提供する IIJ SMF sx サービス/アダプタレンタルに係る「IIJ SMF sx サービス」の契約者である必要があります。

第 3 条(契約の単位)

当社は、ウルトラセンドバックサービスの場合にあつては、一のウルトラセンドバック対象機器毎に、一のウルトラセンドバックサービス契約を締結します。

第 4 条(登録事項の変更等)

契約者は、ウルトラセンドバック対象機器の設置場所住所に変更がある場合は、当社に対し、速やかに変更内容を通知するものとし、当社は、契約者の通知に従い、速やかに登録事項を変更するものとします。

2 契約者は、当社に対し、前項の変更に要する料金を支払うものとします。

第 5 条(解除の効力が生ずる日)

ウルトラセンドバックサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 6 条(料金)

契約者が、ウルトラセンドバックサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はウルトラセンドバックサービスの申込を当社

が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 7 条(最低利用期間内解除調定)

ウルトラセンドバックサービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

附則

平成 19 年 3 月 1 日施行

この契約約款は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

平成 20 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 ウルトラセンドバックサービスにおける料金等 [第 6 条関係]

1 初期費用

細目	料金
初期費用	3,000 円

2 月額費用

細目	料金
基本料金	1,200 円

3 一時費用

- (1) 第 4 条(登録事項の変更等)第 2 項に基づく変更手数料にあつては、一回の変更毎に 3,000 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 7 条関係]

第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.に定める基本料金